

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年7月26日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
プール給水管漏水修繕
- 2 履行場所
横浜市金沢区六浦1-24-4
横浜市立六浦中学校
- 3 契約日
令和4年6月17日
- 4 履行日
令和4年6月21日
- 5 契約金額
199,100円（税込み）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
三ツ矢設備工業株式会社
横浜市西区久保町4番12号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
水道検針員の指摘で漏水が発覚した。プール周辺が陥没する恐れがあり、学校運営に支障があったため、緊急で給水管の修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市有資格者名簿に管で登録している市内中小企業から緊急対応可能で過去の実績が優良な業者であったため。
- 9 所管課
横浜市立六浦中学校